**福山市貸切バス旅行商品造成支援事業費助成金****Ｑ＆Ａ**

**【趣旨】**

**Ｑ１　なぜこのような助成金を創設したのか？**

Ａ１　団体旅行需要の低下により，経営に大きな影響が出ている市内の貸切バス事業者や

旅行会社に対し，「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドラ

イン」及び業界団体が定めるガイドライン及びを踏まえた感染予防策を徹底した旅

行商品の造成及び販売を促し，感染症拡大防止と経済活動の両立を目的としたもの

です。

**【助成対象事業】**

**Ｑ２　手配する貸切バスの車種について指定はあるのか？**

Ａ２　市内に営業所を有する貸切バス事業者の貸切バス車両（定員１１人以上）であれば，

大型，中型などの車種に指定はありません。

**Ｑ３　事業の実施期間の定めはあるのか？**

Ａ３　２０２２年（令和４年）６月１５日から２０２３年（令和５年）２月２８日までに完

了する旅行商品が助成対象となります。ただし，貸切バスが２０２２年（令和４年）

６月１４日以前に手配されたものは助成対象外となります。

**Ｑ４　ツアーの出発地が福山市外でも対象になるのか？**

Ａ４　ツアーの出発地が福山市外でも，行程中においてバスの乗車地または下車地が福山市

内であれば助成対象になります。

**Ｑ５　ワクチン・検査パッケージ運用ガイドラインが交付決定後に改正された場合は改正**

**前後のどちらに準じてお客様にワクチン・検査の確認をすればよいのか？**

Ａ５　交付決定後から旅行開始日までに「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケー

ジ運用ガイドライン」が改正された場合（接種回数，検査方法など），改正後の規定

のとおり確認しなければ，助成対象外となります。

**Ｑ６　学校行事又は教育旅行は対象になるのか？**

Ａ６　対象外となります。

**【助成金の交付の申請】**

**Ｑ７　催行が決定していない，お客様への提案段階でも申請は可能なのか？**

Ａ７　可能です。ただし，交付決定後において，企画旅行商品の変更（行程，貸切バスの車

種等）や中止をする場合は，必ず事業変更・中止承認申請書（様式第４号）を提出し

てください。

**Ｑ８　募集型企画旅行で，複数日の設定にて申請している場合，ツアー中止ごとに事業変**

**更・中止承認申請書（様式第４号）を提出する必要があるのか？**

Ａ８　事業変更・中止承認申請書（様式第４号）は，すべてのツアー終了後である実績報告

書の提出段階で提出してください。それ以外の一部ツアー中止については，任意の様

式で速やかに事務局に通知を行ってください。

**【交付決定の取消しについて】**

**Ｑ９　交付要綱第１２条（１）の「福山市及び旅行商品の出発地・目的地において，行政機**

**関等から移動の自粛要請等があったとき。」について交付決定を取り消す場合がある**

**とありますが，どのような場合に取消になるのか？**

Ａ９　交付決定が取消になる可能性として，次の①②が想定されます。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大により，広島県（福山市）又はツアーの出発地・目的地となる都道府県のいずれかが，国が示す緊急事態宣言あるいは，まん延防止等重点措置が適用されている期間。
2. 新型コロナウイルスの感染症の拡大により，広島県内（福山市）の感染状況がレベル３に移行することが見込まれるなど，更なる感染拡大が懸念されると行政機関が判断した期間。

**【その他】**

**Ｑ10　他の助成制度との併用は可能なのか？**

Ａ10　可能です。

**Ｑ11　第５条（５）の「その他会長が必要と認める書類」とは何か？**

Ａ11　受注型企画旅行あるいは募集型企画旅行に係る契約書等です。申請内容に不明瞭な点

がある場合，事務局から個別に提出を依頼する場合があります。

**Ｑ12　助成金の入金はいつ頃になるか？**

A12　実績報告書兼請求書を受理後，申請内容に不備がなければ助成金額確定通知書（様式

第９号）を送付します。実績報告書を提出してからの入金までの目安としては，報告

書提出の翌月末までに振り込みます。

**Ｑ13　貸切バス会社は1社のみの利用でも申請可能か？**

A13　こちらの貸切バス助成金制度は福山市内の貸切バス事業者をまんべんなく支援するための助成金制度です。なるべく多くの貸切バス事業者を支援したいと考えているので申請内容によっては複数の貸切バス事業者を利用していただくようお願いをする場合があります。

**Ｑ14　運送引受書、ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン実施報告書、運行証明書は**

**全ツアー終了後，報告書を提出する段階でまとめて一枚の提出でよいか？**

A14　運送引受書、ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン実施報告書、運行証明書

は各種発日ごとに提出を行ってください。

**Ｑ15　様式第８号を提出する際に接種証明書や陰性証明等も添付するべきか？**

A15 実績報告時に接種証明，陰性証明等コピーの提出は不要です。

ただし，全ての旅行商品において，全参加者のワクチン接種またはPCR検査等の

陰性確認を行ってください。一人でも確認ができない場合，その旅行商品は助成対

象外となります。

以上